

第7期名取市障害福祉計画
第3期名取市障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和5年11月（素案）
名取市

目 次

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方	1
1. 計画の基本理念	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 障害者総合支援法に基づくサービス内容	2
5. 児童福祉法に基づくサービス内容	2
6. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	2
第2章 令和8年度目標値の設定	3
1. 施設入所者の地域生活への移行	3
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
3. 地域生活支援の充実	4
4. 福祉施設から一般就労への移行等	5
5. 相談支援体制の充実・強化等	7
6. 障害福祉サービス等の質の向上	7
7. 障がい児支援の提供体制の整備等	8
8. 発達障害者等に対する支援	10
第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保の方策	11
1. 訪問系サービス	11
2. 日中活動系サービス	13
3. 居住系サービス	15
4. 相談支援	16
第4章 障害児通所支援等の見込み量及び見込み量確保の方策	17
1. 児童発達支援	17
2. 放課後等デイサービス	17
3. 訪問系サービス	18
4. 相談支援	18
第5章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保の方策	20
1. 障害者相談支援事業	20
2. 地域活動支援センター事業	21
3. 意思疎通支援事業	21
4. 日常生活用具給付等事業	22
5. 移動支援事業	22
6. 成年後見制度利用支援事業	23
7. その他の事業	23
第6章 計画の推進にあたって	26
1. 計画の推進体制	26
2. 計画の進行管理	26

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本方針に掲げる以下の点に配慮して、「名取市障害者計画」の基本理念である「支えあい、自分らしく輝けるまち なとり～誰もが自立して暮らせる 地域共生社会を目指して～」の実現に向けて、名取市障害福祉計画及び名取市障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

理念1 障がい者の「自己決定」と「自己選択」の尊重

障がい者自らがその居住する場所や生き方を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

理念2 実施主体の市への統一とサービスの一元化

障害福祉サービスの実施主体を市とし、すべての障がい者が身近で一元的な障害福祉サービスを受けることができるようになります。

理念3 地域の社会資源を活かしたサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、就労支援などの課題に対応できるよう、地域の社会資源を最大限に活用した障害福祉サービス提供体制の整備を進めます。

理念4 地域共生社会の実現へ向けた取り組み

地域の構成員である住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいをともに創り、ともに高め合っていく社会の実現に努めます。

理念5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するためのサービス提供体制の整備を進めます。

2. 計画の位置づけ

「名取市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「名取市障害者計画」を踏まえ、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保の方策を定める計画です。

また、「名取市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障がい児支援の提供体制の確保の方策を定める計画です。

3. 計画の期間

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。令和8年度に見直しを行い、次期計画を策定します。

4. 障害者総合支援法に基づくサービス内容

障害者総合支援法に基づき、提供されるサービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施する「自立支援給付」と地域特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。なお、自立支援給付は、「介護給付費」「訓練等給付費」「補装具費」「自立支援医療」「相談支援」に分かれています。

5. 児童福祉法に基づくサービス内容

児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」などに分かれています。

6. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて

当市がこれまで行ってきた障がい者に対するサービスの中で、自立支援給付又は地域生活支援事業の体系への位置づけを行わない市独自の事業があります。

これらのサービスについては、現行と同様のサービスの提供を行います。

第2章 令和8年度目標値の設定

障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進める観点から、第6期計画においては、以下の数値目標を設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

地域生活の移行者数について、国の指針では、令和8年度末時点において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%が地域生活へ移行することを基本としています。当市では、福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する障がい者数を3人と見込みます。

施設入所者数については、国の指針では令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本としており、前期計画未達成率がある場合、これに加えるとしています。前期計画の削減率は7.4%で、国目標の1.6%削減を達成しております。そこで令和4年度比3人の減少（6%の減少）を見込みます。

事 項	数 値	備 考
地域生活への移行者数	3人	施設入所からグループホーム等に移行する者の数
施設入所者数の増減見込み	3人減	令和8年度末時点の入所者数 47人－令和4年度末時点の入所者数 50人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（1）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者が連携した協議の場を設け、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して地域で生活できるよう、支援体制を検討します。

事 項	数 値	備 考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	隨時 精神保健医療福祉連絡会を開催
	関係者ごとの参加者数	8人 構成委員：市内相談支援事業所、宮城県立精神医療センター、市内医療施設、仙台保健福祉事務所塩釜保健所岩沼支所、市職員
	目標設定・評価の実施回数	年2回 精神保健医療福祉連絡会で目標設定等を行う

3. 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つが柱となっています。

国の指針では、地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することとされています。

当市においては、「相談」について、障がい者とその家族の方が、住みなれた地域で安心して生活できるよう、様々な相談や情報提供、地域啓発等の支援を行う基幹相談支援センターを令和5年6月に整備しております。

地域生活支援拠点等の整備については、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備として、名取市障がい者等地域づくり協議会を通して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

事 項	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の機能の充実のための検討	月1回	名取市障がい者等地域づくり協議会で実施

(2) 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証・検討

基幹相談支援センターの必要な機能の強化・充実を図るため、当市においては、年1回以上、運用状況の検証・検討を行うことを基本とします。

事 項	数 値	備 考
運用状況の検証・検討回数	年1回	名取市障がい者等地域づくり協議会で情報共有や課題解決に対する検討を実施

(3) 強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握・支援体制の整備

強度高度障害や高次脳機能障害を有する障がい者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、市内の支援ニーズの把握や地域の人材の育成を通して支援体制の整備を図ります。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行目標

国の指針では、令和8年度において福祉施設から一般就労へ移行する者について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

当市においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、1.45倍の16人（5人増）を見込みます。

事 項	数 値	備 考
令和5年度末における年間一般就労移行者数	16人 (1.45倍)	国の指針で示されている1.28倍以上を上回る見込 (実績) 令和3年度の年間一般就労移行者数 11人
内訳	①就労移行支援事業	12人 (1.33倍)
	②就労継続支援 A型	2人 (2.00倍)
	③就労継続支援 B型	2人 (2.00倍)

(2) 就労定着支援事業の利用目標

障がいのある方の一般就労への定着は重要であることから、国の指針では、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者を令和3年度末実績の1.41倍とすることを目標としています。

当市においては、以下の目標に取り組み、就労定着支援事業の利用を図っていきます。

事 項	数 値	備 考
令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数	17人	国の指針に示されている令和3年度末実績の1.41倍以上を上回る見込 (実績) 令和3年度の就労定着支援利用者 12人

(3) 就労移行支援および就労定着率の目標

国の指針では、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることを目標としております。また就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

当市においては、以下の目標に取り組み、一般就労への定着を図っていきます。

事 項	数 値	備 考
令和8年度末における就労移行支援修了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	令和4年度末の就労移行支援事業を実施する事業所数 3か所 上記事業所数のうち、一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所数 0か所
令和8年度末における就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分	令和4年度末の就労定着支援事業を実施する事業所数 0か所

5. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化目標

国の指針では、地域の相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能を有効に活用することとされています。

当市においては、基幹相談支援センターにおいて以下の目標に取り組み、相談支援体制を充実させていきます。

事 項	数 値	備 考
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	年 60 件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	月 1 回	名取市障がい者等地域づくり協議会で課題解決に対する検討を実施
地域の相談機関との連携強化の取組	月 1 回	名取市障がい者等地域づくり協議会で情報共有や連携体制の検討を実施

(2) 名取市障がい者等地域づくり協議会の活性化

協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

6. 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 障害福祉サービス等の質の向上目標

障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上が重視されています。国の指針では、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築が掲げられています。

当市においては、以下の目標を設定し、障害福祉サービス等の質の向上に努めています。

事 項	数 値	備 考
県が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数	10 人	おおむね年5回実施される研修に、2名ずつ参加

7. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

障がい児支援の提供体制を整備するため、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを1か所以上整備することが国の指針として掲げられています。

当市においては、民間事業所による児童発達支援センターを整備しており、令和6年4月開所予定です。

事 項	数 値	備 考
令和8年度末までの児童発達支援センターの設置	1 か所	令和6年4月開所予定

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、すべての市町村において、推進体制を構築することが国の指針として掲げられています。

当市においては、保育所等訪問支援のサービス事業所が少ないとことから、広域的な対応を含め、新規参入を促す等の働きかけを行うなど、提供体制の整備に努めます。

事 項	数 値	備 考
令和8年度末までの保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	3か所	（実績）令和4年度末2か所

(3) 重症心身障がい児支援の目標

国の指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所を、令和8年度末までに1か所以上設置することが掲げられています。

当市においては、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所が少ないとから、新規参入を促す等の働きかけを行うなど、提供体制の整備に努めます。

事 項	数 値	備 考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所	(実績) 令和4年度末 1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等ディサービス事業所の確保	2か所	(実績) 令和4年度末 1か所

(4) 医療的ケア児の支援目標

医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とすることが国の指針として掲げられています。

当市においては医療的ケア児のための関係機関の協議の場を1か所設置し、医療的ケア児等コーディネーターを1名配置します。

事 項	数 値	備 考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	名取市医療的ケア児支援協議会
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名	

8. 発達障害者等に対する支援

(1) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識を身に着け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施します。

事 項	数 値	備 考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施	年1回	

第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

1. 訪問系サービス

【サービス内容】

名 称	内 容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区分	単位	実績		実績 見込み 令和 5年度	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間	2,344	2,540	2,725	2,764	2,803	2,842
	人	97	98	117	124	129	136
重度訪問介護	時間	2,196	1,782	1,818	1,839	1,861	1,883
	人	10	11	9	9	9	9
同行援護	時間	47	20	18	23	28	33
	人	5	4	4	4	4	4
行動援護	時間	108	111	150	171	192	213
	人	6	12	13	15	17	19
重度障害者等包括支援	時間	248	217	186	186	155	155
	人	8	7	6	6	5	5
訪問系 合計	時間	4,943	4,670	4,897	4,983	5,039	5,126
	人	126	132	149	158	164	173

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度のサービス見込み量を基礎として、見込み量を決めました。

○見込み量確保の方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進を図りながら、必要な実施体制の充実を図ります。

2. 日中活動系サービス

【サービス内容】

名 称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で昼間に、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間内で身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等に就労を希望する人に、定められた期間内で就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な人に働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	在職障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族などとの連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療を要し、常に介護が必要な人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をしています。
短期入所（福祉型・医療型）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
生活介護	人日	2,639	2,837	2,858	2,929	3,001	3,072
	人	136	140	141	146	150	155
(内) 重度障害者	人			76	79	81	83
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0	0	0	1
	人	0	0	0	0	0	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	59	43	23	60	75	75
	人	3	4	4	4	5	5
(内) 精神障がい者	人	3	4	4	4	5	5
就労選択支援	人日			0	10	10	10
	人			0	5	5	5
就労移行支援	人日	382	304	262	251	297	288
	人	21	17	24	24	25	25
就労継続支援 (A型)	人日	897	818	771	811	865	897
	人	46	42	44	46	49	51
就労継続支援 (B型)	人日	3,164	3,634	3,999	4,221	4,466	4,689
	人	200	218	232	247	263	278
就労定着支援	人	12	16	17	18	20	21
療養介護	人	8	7	7	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人日	232	405	490	556	622	688
	人	46	79	87	95	105	113
短期入所 (医療型)	人日	20	20	20	20	20	20
	人	3	3	3	3	3	3

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度のサービス見込み量を基礎として、見込み量を定めました。

○見込み量確保の方策

- ・障がい者の就労機会拡大のため、関係機関と連携し、雇用に対する理解と協力の啓発を図ります。
- ・障がい者が地域で生活できるよう、日中活動の場の確保に努めます。
- ・短期入所のサービス事業所が少ないとから、受入れ体制の充実に向けて、市内へのサービス事業所の拡充及び広域的な対応により、事業所の確保に努めます。

3. 居住系サービス

【サービス内容】

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、相談、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区 分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
自立生活援助	人	0	0	3	4	5	6
(内) 精神障がい者	人	0	0	3	4	5	6
共同生活援助	人	69	75	74	77	81	84
(内) 精神障がい者	人	27	27	28	29	31	32
施設入所支援	人	53	50	48	48	47	47

○見込み量の考え方

共同生活援助（グループホーム）については、令和3年度から令和5年度までの利用者数を基礎とし、事業所数の伸びなどを勘案し、見込み量を定めました。

○見込み量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、「親亡き後」も地域で生活できるよう、地域の理解を深めながら事業者等と連携・協力を図り、整備の促進に努めます。

4. 相談支援

【サービス内容】

名 称	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対し、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等の支援を行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区 分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
計画相談支援	人	443	494	557	619	682	744
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	1
(内) 精神障がい者	人	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	1
(内) 精神障がい者	人	0	0	0	0	1	1

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

- ・計画相談支援について、指定特定相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員の増加に努めるとともに、名取市障がい者等地域づくり協議会専門部会において、情報共有、事例検討を行い、相談支援専門員の資質向上に努めます。
- ・県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者や単身の障がい者が地域生活を継続できる体制の整備に努めます。

第4章 障害児通所支援等の見込み量及び見込み量確保のための方策

1. 児童発達支援

障がいのある未就学児が施設へ通所して、日常生活における基本的動作の訓練などを行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
児童発達支援	人日	711	1,034	1,213	1,407	1,602	1,796
	人	78	107	125	147	169	191

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数、利用日数を基礎として見込みました。

○見込み量確保のための方策

障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業者と連携し見込み量の確保に努めます。

2. 放課後等デイサービス

障がいのある就学児が、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練や創作活動などを行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
放課後等デイサー ビス	人日	1,886	2,304	2,736	3,044	3,353	3,661
	人	138	150	178	195	213	230

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数、利用日数を基礎として見込みました。

○見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進などを図りながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

3. 訪問系サービス

障がい児が集団生活を営む施設や居宅を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
保育所等訪問支援	人日	2	4	4	5	7	8
	人	2	3	3	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

○見込み量の考え方

保育所等訪問支援については、令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数、利用日数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

サービス提供事業所が少ないとから、広域的な対応を含め、新規参入を促す等の働きかけを行うなど、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

4. 相談支援

障害福祉サービス等を利用する人に対し、サービス等利用計画等の作成を行います。

【サービス見込み量】(1月あたり)

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
障害児相談支援	人	65	43	50	82	92	102

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

障害児相談支援について、障害児相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員の増加に努めるとともに、名取市障がい者等地域づくり協議会専門部会において、情報共有、事例検討を行い、相談支援専門員の資質向上に努めます。

サービス提供事業所に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進などを図りな

がら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保の方策

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者の状況や地域の特性に応じて柔軟に事業を実施することにより、障がい者本人や家族等の福祉の増進を図ります。

1. 障害者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として「名取市障がい者等地域づくり協議会」を活用し、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者 相談支 援事業	障害者相談支 援事業所	か所	3	3	3	3	3
	名取市障がい 者等地域づく り協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

○見込み量の考え方

令和5年度において、障害者相談支援事業所は3か所です。引き続き3か所で事業を実施します。

○見込み量確保の方策

- ・現在、3か所の社会福祉法人に事業を委託し相談支援を行っていますが、多様なニーズや増加する相談に対応するため、相談支援専門員増加や資質向上に努めます。
- ・相談支援事業の充実・強化に向けて、相談支援にかかる関係機関のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- ・基幹相談支援センターと協力し、総合的な相談支援体制の確保に努めます。

2. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援セン ターⅡ型	か所	1	1	1	1	1	1
	人	46	46	46	46	46	46

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

現在、1事業所においてこの事業を実施していますが、増加傾向にある利用者に対応するため事業所拡充に努めます。

3. 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、他者との意思疎通の円滑化を図ります。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
要約筆記者派遣事業	延人	0	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	延人	71	94	100	110	120	130
手話通訳者設置事業	有無	有	有	無	無	無	有

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として、見込み量を定めました。

○見込み量確保の方策

- ・宮城県聴覚障害者福祉会等との連携により、要約筆記者や手話通訳者の派遣について、今後もこの体制を維持していくよう努めます。
- ・手話通訳者設置事業は、令和4年度末から設置を中断しています。手話通訳者の再設置に向け取り組んでまいります。

4. 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
利用見込み件数	件	586	609	620	643	652	660

【主な種目】

特殊寝台、入浴補助用具、視覚障害者用体温計、点字器、ストーマ装具、紙おむつ等

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の件数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、事業の周知と利用促進に努めます。

5. 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
利用見込み時間数	総時間	3,336	4,225	4,500	4,700	4,900	5,100
利用見込み時間数	時間(1月あたり)	278	352	375	391	408	425
実利用見込み者数	人	64	78	90	95	100	105

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数、延利用時間を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進を図りながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

6. 成年後見制度利用支援事業

知的・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な人に対しサービス利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援し、後見人等の報酬の経費の一部について補助を行います。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用見込み者数	人	1	1	2	3	4	5

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

7. その他の事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を図ります。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用見込み者数	人	10	21	25	30	35	40

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として見込みました。(利用が大きく伸びているため、見込みを大きく上げています)

○見込み量確保の方策

日中一時支援事業のサービス事業所が少ないとことから、広域的な対応により見込み量の確保に努めます。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持等を図ります。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用見込み者数	人	12	10	12	12	12	12

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などを通じて、情報提供を行い、事業の周知を図ります。

(3) 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

障がい者の運転免許取得費または自動車改造費の一部を助成します。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	2	2	2	3	3
自動車改造費助成事業	人	0	1	3	2	2	3

○見込み量の考え方

令和5年度までの実績を踏まえ算出した令和6年度の利用者数を基礎として見込みました。

○見込み量確保の方策

地域で生活する障がい者の就労や自立生活へ向けて、市の広報やホームページなどを通じて情報提供を行い、事業の周知を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業

障がい者の参加の促進を図るため、教室や大会を開催した場合に事業に要する経費の一部を助成します。

【見込み量】

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業	団体	1	1	1	1	1	1

○見込み量の考え方

第7期計画期間中においても、毎年当該事業を見込みました。

○見込み量確保の方策

関係機関に事業の周知を図ります。

第6章 計画の推進にあたって

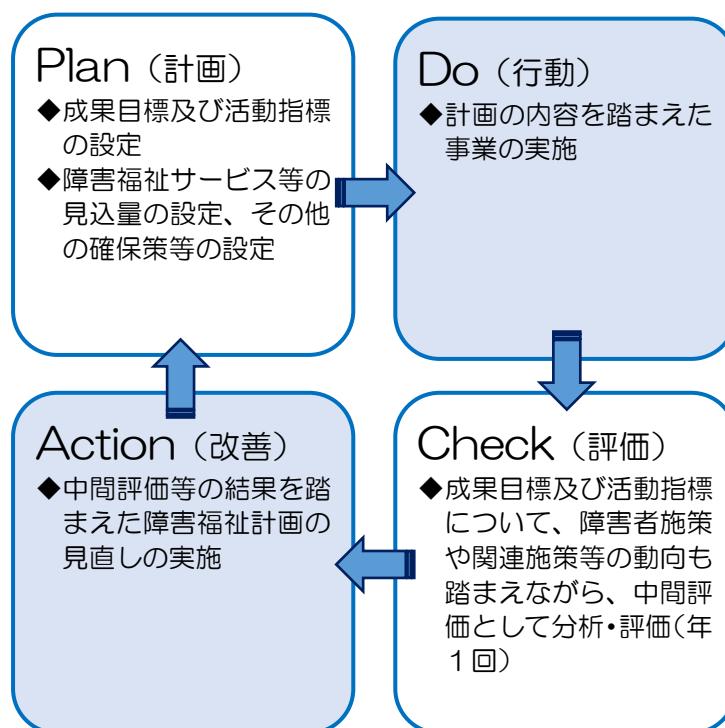
1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、障がい者と家族、関係団体、サービス提供事業者及び関係機関との連携のもと、総合的・一体的に取り組んでいきます。

また、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす「名取市障がい者等地域づくり協議会」の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進していきます。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたり、成果目標及び活動指標については、計画の中間評価として、年1回その実績を把握し、分析・評価を実施します。障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があれば適宜見直しを行います。なお、中間評価の際は、「名取市障がい者等地域づくり協議会」から意見を受けるとともに、その結果を公表します。



第7期名取市障害福祉計画・第3期名取市障害児福祉計画

発 行：令和6年3月

編 集：名取市 健康福祉部 社会福祉課

住 所：〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80

電 話：(022) 384-2111

F A X：(022) 384-2101